

3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

電子申請・届出システムの概要

- 厚生労働省が実施する、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組み
 - 香川県及び高松市では、令和6年9月から、本システムによる申請等の受付を開始
 - 令和7年度末までに全ての自治体を開始
- ※各市町の受付開始時期については、各市町へお問い合わせください。
- 介護保険法施行規則において、申請や変更の届出等は、当該システムにより提出しなければならないことが規定されていますが、従来どおり持参、郵送による提出も可能です。

電子申請・届出システムのメリット



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

電子申請届出システムにより受付可能な申請等種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出※1

加算に関する
届出

※1:「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

システム上で作成する様式

新規指定時の申請、指定更新申請、変更届、再開届、廃止・休止届、各付表、開設許可事項変更申請等の申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力

別途データを作成し、添付

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(添付の別紙含む)、勤務表、事業所(施設)平面図等の添付書類

3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

システム利用に必要な準備

- 電子申請・届出システムを利用するには、デジタル庁が運営する「**GビズID**」のアカウントを作成する必要があります。
⇒このアカウントが電子申請・届出システムのログインID
- Gビズ IDは書類審査が必要であり、審査に2週間程度かかるため、予めIDを取得しておくことをお勧めします。
- GビズIDは電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご活用いただけます。
※経営情報報告データベースシステムのログイン時にも必要となっています。
- 詳細についてはデジタル庁 gBiz IDホームページ
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご参照ください。



3 電子申請・届出システムを利用した申請等について

本システム利用時の画面イメージ

電子申請・届出システム：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



電子申請届出システム

お問合せ ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

<ol style="list-style-type: none">新規指定申請 新規指定申請を行う機能変更届出<ol style="list-style-type: none">介護保険事業の変更届出 介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能法人情報に係る一括変更届出 複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能更新申請 更新申請を行う機能	<ol style="list-style-type: none">その他<ol style="list-style-type: none">再開届出廃止・休止届出指定辞退届出指定を不要とする旨の届出 ※介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※ ※4から7は居宅施設サービスのみ。加算に関する届出 加算に関する届出を行う機能他法制度に基づく申請届出 介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能
--	---

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

【その他】

・処遇改善加算等の処遇改善計画書と実績報告書の提出は、別途案内する方法にて提出してください。

・申請手数料の納付について、香川県では、香川県証紙提出の他、香川県電子申請・届出システムを利用した電子納付による支払いが可能です。